

賃貸住宅（借家、民間アパート、県営・市営住宅など）にお住まいの方へ

人感センサー及び火災警報器は、ビスやドリルで天井や壁に穴を開けて設置しますので、機器を設置する前に住宅の所有者へ届出が必要となる場合があります。

また、住宅を退去する際に、原状回復のため修繕費用が発生する場合があります。

そのため、賃貸住宅にお住まいの方については、申請前に住宅の所有者（管理人や家主、市営住宅にお住まいの方は旭市役所都市整備課）までご相談ください。

【参考】

	設置場所	設置台数
人感センサー	寝室、台所、居間、玄関 ※寝室が2階にある場合、階段上部にも設置します。	各設置場所に1台ずつ
火災警報器	寝室（煙式）、台所（熱式） ※寝室が2階にある場合、階段上部にも煙式を設置します。	

※住宅の環境や生活状況により、設置場所が上記と変更となる場合があります。

※人感センサー及び火災警報器は、装置本体と連動しており、異常を検知するとセンターへ自動で通報します。